千葉市高齢者見守り･安否確認機器補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内に居住するひとり暮らしの高齢者等に係る見守り及び安否確認機器等を提供する登録事業者に対し、毎年度の予算の範囲内で、その費用の一部を補助することにより、在宅生活における安全の確保及び不安の軽減を図り、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

（通則）

第２条　補助金の交付については、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）ひとり暮らし　同居人がいない、又は同居人が病院･施設等に入院･入所している場合であって、今後３か月以上退院･退所の見込みがないと確認された状態のことをいう。

（２）利用者　次の要件を全て満たす者とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この号に規定する者以外の者を事業の利用対象とすることができる。

ア　市内に住所を有し、かつ居住している６５歳以上の者。ただし、病院、介護施設等、サービス付高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の２４時間対応の緊急通報･安否確認サービスや生活相談サービスのある住居に居住する場合は除く。

イ　世帯の状況がいずれかに該当すること。

①ひとり暮らし

②同居人はいるが、当該同居人が重度の要介護者である者

ウ　千葉市高齢者緊急通報システム事業実施要綱又は千葉市障害者緊急通報システム事業実施要綱に基づく緊急通報システム（以下「緊急通報サービス」という。）を利用していないこと。

（３）契約者　利用者に係る見守り機器等の利用契約を締結し、当該利用料を負担する者をいう。

（４）登録事業者　見守り機器等を提供する事業者であって、市長が別に定めるところにより登録したものをいう。

（５）見守り機器等　異常が発生した場合に関係者への通知又は安否確認を行うことができる機器及びこれに付随するサービスをいう。

（６）利用料　見守り機器等の利用に係る月額費用（消費税及び地方消費税を除く。）をいう。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付対象となる者は、登録事業者とする。

（補助対象経費）

第５条 補助対象となる経費は、登録事業者が利用者に提供する見守り機器等の月額利用料とする。

（補助対象外経費）

第６条 次に掲げる経費は、補助対象としない。

（１）初期費用、設置費用、更新費用、撤去費用、解約費用その他これらに類する費用

（２）消費税及び地方消費税

（３）補助対象期間の開始前に発生した経費

（４）他の制度による助成の対象となる経費

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める経費

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、利用者１人当たり月額１，０００円を上限とする。

２　前項の場合において、当該利用料が１，０００円に満たないときは、当該利用料の額とする。

３　利用者が複数の見守り機器等の利用契約を締結している場合であっても、補助金の交付は、利用者１人につき１の登録事業者に係る１契約に限る。

４　第１項の補助金の交付は、契約期間の始期が月の初日である場合は、契約期間の始期が属する月から開始し、契約期間の始期が月の初日以外の日である場合は、その翌月から開始する。

５　契約が終了した場合は、終了の日が月の初日であるときは前月をもって、終了の日が月の初日以外の日であるときは終了の日の属する月をもって、補助金の交付を終了する。

６　前項の規定により終了の日の属する月まで補助金を交付する場合において、当該月に係る補助金の額は、同項に規定する額を当該月の日数で除して得た額に、当該月の初日から終了の日までの日数を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を上限とする。

（登録事業者の要件等）

第８条　登録事業者は、市長が別に定める登録要領に基づき登録を受けた者とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第９条　登録事業者は、千葉市高齢者見守り･安否確認機器補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（１） 誓約書兼同意書（様式第２号）

（２）見守り機器等の利用契約を証する書類

（３）その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請は、当該月分について翌月１０日までに行うものとする。

３　登録事業者は、第１項第１号の誓約書の徴取をもって、利用者が第３条第２号に規定する要件を満たすことの確認を行ったものとする。

（交付決定及び額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定及び額の確定を行うものとする。

２　市長は、前項の規定により交付決定及び額の確定をしたときは、千葉市高齢者見守り・安否確認機器補助金交付決定兼額確定通知書（様式第３号）により登録事業者に通知するものとする。

３　市長は、審査の結果、補助金の交付が不適当と認めるときは、千葉市高齢者見守り･安否確認機器補助金不交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第１１条　登録事業者は、前条第２項の通知を受けたときは、速やかに千葉市高齢者見守り･安否確認機器補助金請求書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　補助金の交付は、登録事業者が指定した金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

３　登録事業者は、契約者に対する利用料の請求に当たっては、補助金の額に相当する額を減額して請求するものとし、補助金の交付を受けたときは、これを当該減額に充てるものとする。

（報告及び検査）

第１２条　市長は、補助事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、利用者、契約者及び登録事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

（是正措置）

第１３条　市長は、補助事業の内容が交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を講ずべきことを命ずることができる。

（変更の届出）

第１４条　登録事業者は、次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、速やかに千葉市高齢者見守り･安否確認機器補助金変更届（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（１）利用の中止又は終了があったとき

（２）契約内容に変更があったとき

（３）補助対象要件を満たさなくなったとき

（４）その他重要な変更があったとき

（交付決定の取消し）

第１５条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

（２）利用者又は契約者の虚偽の申告その他の事由により、利用者が第３条第２号に規定する要件を満たしていなかったことが判明したとき

（３）補助金を他の用途に使用したとき

（４）この要綱又は交付決定の条件に違反したとき

（５）その他市長が不適当と認めるとき

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第７号）により登録事業者に通知するものとする。

３　第１項の規定は、補助金の額の確定後においても適用する。

（補助金の返還）

第１６条　市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、登録事業者に対しその返還を命ずることができる。

（個人情報の取扱い）

第１７条　登録事業者は、本事業の実施により知り得た個人情報について、関係法令を遵守し、適正に管理しなければならない。

２　登録事業者は、個人情報の取扱いに当たっては、別紙「千葉市高齢者見守り･安否確認機器補助金個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（書類の保存）

第１８条　登録事業者は、本事業に関する書類及び電磁的記録を整備し、当該年度終了後

５年間保存しなければならない。

（委任）

第１９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和８年７月１６日から施行する。

附則（令和８年１１月１日）

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２　緊急通報サービスを利用している者が、これに代えて見守り機器等の利用を開始した場合は、当該緊急通報サービスの利用が終了する日の属する月までの間に限り、第３条第２号ウの規定は適用しない。ただし、その期間は、市長が当該見守り機器等の利用を知った日の属する月の翌月までとする。

３　市長は、前項の場合において、見守り機器等の利用を知ったときは、速やかに当該緊急通報サービスを終了させるものとする。